

一般社団法人日本小児血液・がん学会 倫理委員会規程

(名称)

第1条

この委員会は、一般社団法人日本小児血液・がん学会倫理委員会（以下「委員会」という。）

(目的)

第2条

委員会は、一般社団法人日本小児血液・がん学会定款第4条に基づき、学会の活動に関する倫理的な問題を審査、検討することを目的とする。

(業務)

第3条

委員会は理事会の諮問を受けて、以下の事項につき答申する。

- (1) 小児血液疾患および小児がん領域の学術研究および診療等に関わる倫理問題（以下「倫理問題」という）
 - (2) 倫理問題に関する関係諸団体・機関との連携および交流・調整
 - (3) その他の倫理問題に関する事項
2. 委員会は、必要と認めるときは、前項各号に規定する事項につき、理事長に対し勧告、その他の必要な意見を述べることができる。

(組織)

第4条

委員会は委員長、副委員長および委員3名（外部委員2名以上を含む）をもつて構成する。

2. 委員会は男女両性で構成する。
3. 委員会は2名以上を外部委員とし、法律問題に精通する有識者1名、生命倫理を専門とする有識者1名を選任しなければならない。また、その他的一般有識者1名を委員に選任することができる。

(会議等)

第5条

- 会議は必要に応じて開催する。
2. 会議は委任状も含めて委員の3分の2の参加をもって会議の成立とする。
 3. 議決は会議に参加した委員全員の合議とする。会議に欠席の委員の議決に関しては予め、議決権を委任する代理者を指定しておく。
 4. 委員長は会議を招集し、会議を進行し業務を総括する。委員長が不在の場合は副委員長がその業務を代行する。

(調査等)

第6条

委員会は業務を遂行するために必要な調査および情報収集を行うことができる。

(秘密保持等)

第7条

委員会および委員は業務遂行にあたり、秘密を保持し、関係人の名誉を損すことのないように注意しなければならない。

2. 委員は委員会の業務に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。
委員を退任した後も同様とする。

(任期)

第8条

委員長・副委員長・委員の任期は定款施行細則第14条に従う。

(委員会内規)

第9条

委員会業務を遂行するための内規を別途定める場合は、理事会の承認を必要とする。

(規程の改廃)

第10条

この規程は理事会の承認を得て改廃できる。

附則

1. この規程は平成28年1月27日より施行する。